赤ちゃんの四季（65）　平成29年春

少年を犯罪からまもるには

刑法犯で検挙された少年は、人数だけでなく人口比でもここ１２年連続で減少していますが、ぐ犯少年＊１の数だけはここ数年増加しています。また、刑法犯少年の再犯率も、平成９年以後増加傾向にあり、平成２７年には36.4%と過去最高となっています。

この数字をみて、もう20年近く前に米国で出版された大変衝撃的な本、「育児室からの亡霊」（Ghosts from the Nursery）＊２を思い出しました。ケースワーカーのロビン・カー・モース女史と女性弁護士メレディス・S.ワイリー氏による共著で、アメリカ中を震撼させた、少年が老人を銃で惨殺するという凶悪極まりない事件における少年の詳細な生活歴と脳科学研究の最新データを交えた記録です。少年がそのような事件を犯すに至った背景には、出生したときから被虐待児として育ち、恵まれない家庭環境から非行を繰り返していたこと、特に生後33か月までの劣悪な環境が、少年の「脳」に重大なダメージを与えた結果だと結論しています。

いま、少年法の適用年齢を２０歳未満から１８歳未満へ引き下げようと政府は検討をはじめています。現行の少年法では、２０歳未満で事件を起こした場合、全件が家庭裁判所に送致され、少年院送致などの是非が検討されますが、適用年齢を引き下げれば、成人と同様に扱われることになり、更生教育を受ける機会を失うことになります。

少年犯罪、特に再犯、ぐ犯では、少年が育ってきた複雑な生活環境が大きな要因になっていることから、少年犯罪は処罰することよりも、彼らの失われた少年期を、取り戻すための教育プログラムが必要でしょう。

註：

＊１ぐ犯少年（虞犯少年）とは、保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど，その性格又は環境に照らして，将来，罪を犯し，又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年

＊２「育児室からの亡霊」（Ghosts from the Nursery）は、朝野富三氏の抄訳で毎日新聞社から出版されている。